省令

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十二条第二項及び別表第二第九号4の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十九日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充

株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫法施行規則（平成二十年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（法別表第二第九号4の主務省令で定める中小規模の事業者）

第七条の二　法別表第二第九号4の主務省令で定める中小規模の事業者は、資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下又は常時使用する従業員の数が三百人以下の会社であって、次に掲げる業種に属する事業を営むものとする。

一　農業
二　林業
三　漁業
四　不動産業（住宅及び住宅用の土地の賃貸業に限る。）

第十四条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　法別表第二第九号4に規定する株式又は持分（以下「株式等」という。）の取得に関する事項

イ　株式等を取得する相手方
ロ　株式等の取得の総額
ハ　株式等の種類等
ニ　株式等の処分方法
ホ　イからニまでに掲げるもののほか、株式等の取得に関し必要な事項

附　則

この省令は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）の施行の日（平成二十五年九月二十日）から施行する。

○財務省、経済産業省令第一号

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）の施行に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十九日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　茂木　敏充

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年財務省、経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第五号中「第十五条第一項第十七号」を「第十五条第一項第十八号」に改める。

附　則

この省令は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十五年九月二十日）から施行する。

○厚生労働省、経済産業省令第一号

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）の施行に伴い、独立行政法人情報処理推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十九日

厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年厚生労働省、経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第七号中「第二十条第一項第八号」を「第二十条第一項第九号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第二十条第一項第七号」を「第二十条第一項第八号」に改め、同号を同条第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　法第二十条第一項第七号に規定する中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十七条に規定する業務に関する事項

附　則

この省令は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十五年九月二十日）から施行する。

○経済産業省令第四十三号

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）の施行に伴い、小規模企業共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

小規模企業共済法施行規則の一部を改正する省令

小規模企業共済法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第二条第一項第三号」を「第二条第一項第四号」に改め、同条第二項第一号中「第二条第一項第一号若しくは第二号」を「第二条第一項第一号、第二号若しくは第三号」に改める。

第十条第二項第一号中「第二条第一項第一号又は第二号」を「第二条第一項第一号、第二号又は第三号」に改める。

附　則

この省令は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十五年九月二十日）から施行する。

○経済産業省令第四十四号

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）の施行に伴い、中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十九日

経済産業大臣　茂木　敏充